

議案第 85 号

調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 11 月 28 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

資源物の収集又は運搬の禁止及び当該禁止の命令に違反した者に対する罰則について定めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年調布市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「所定の場所」を「一般廃棄物処理計画で定める所定の場所（以下「所定の場所」という。）」に改める。

第34条の7の次に次の2条を加える。

（収集又は運搬の禁止等）

第34条の8 市長及び市長が指定する者以外の者は、所定の場所に置かれた廃棄物のうち、規則で定める資源物を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

3 市長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 第22条第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

（調布市行政手続条例の適用除外）

第34条の9 前条第2項の規定による命令については、調布市行政手続条例（平成7年調布市条例第33号）第3章の規定は、適用しない。

第89条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第34条の8第2項の規定による命令に違反した者

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。